第3節 用途別審査要領

第1 個室型店舗に係る防火安全対策

1 趣 旨

この基準は、条例第50条の2の2に規定する個室型店舗に係る構造上、使用形態上の特異性を踏まえ、出 火防止、延焼拡大防止、避難安全確保等に係る具体的基準を定めたものである。

2 指導対象

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は、条例第50条の2の2に規定する個室型店舗とする。

3 条例第50条の2の2に規定する用語の定義等

(1) 「個室型店舗」とは、政令別表第1(2)項ニ(以下「カラオケボックス等」という。)に掲げる用途に供する店舗を想定しているものであること。

また、政令第1条の2第2項後段の規定により、カラオケボックス等の店舗が、政令別表第1(2)項ニ以外の政令別表第1に掲げる用途に機能的に従属していると認められる部分に該当する場合についても該当するものであること。なお、用途の判定に際しては、他法令の届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。

- (2) 「その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗」には、以下のものが含まれること。
 - ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗」として捉えていないテレフォンクラブ
 - イ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第2条第1号に 規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに 限る。)」として捉えていない個室ビデオ
- (3) 「その他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を 提供する業務を営む店舗」には、政令別表第1(2)項ニとして捉えていない貸し事務室等は含まれないもの であること。
- (4) 「個室(これに類する施設を含む。)」の「これに類する施設を含む。」とは、政令別表第1(2)項ニ中の「これに類する施設を含む。」と同義であること。
- (5) 「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれないものであること。

また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、「遊興の用に供する個室」には含まれないものであること。

4 収容人員の算定方法

- (1) 省令第1条の3の表中における防火対象物の区分において、「政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物」の「その他のもの」により算定するものとすること。
- (2) 留意事項
 - ア 「従業者の数」は、当該事業場に勤務する者の数をいい、正規・臨時を問わず、常時従事する者の数が 最大となる時点で算定するものとすること。
 - イ 「客席の部分」とは、カラオケボックス等で遊興のために客が利用する個室部分をいい、通路、階段及 び便所等の部分は含めないものとすること。
 - ウ 「固定式のいす席」とは、次に掲げるものとすること。
 - (ア) ソファー等のいす席
 - (4) いす席の相互を連結したいす席
 - (ウ) 掘りごたつ

- (エ) 常時同一場所に置いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
- エ 長いす席の正面幅を0.5mで除す場合は、一つ一つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨て を行うものとすること。
- オ 「その他の部分」の算定を行う場合は、個室(これに類する施設を含む。)ごとに行い、端数が出た場 合には、切り上げるものとすること。

なお、個室が3㎡未満である場合には、1人として算定するものとすること。

5 安全対策

(1) 出火防止に関する事項

ア 揚げ物調理を行う場合は次によること。

- (7) フライヤー等の厨房設備にあっては、調理油の温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼又は熱源を停止する装置等(以下「調理油過熱防止装置等」という。)を設けること。
- (4) 調理用器具にあっては、調理油過熱防止装置等の安全装置付テーブルこんろ等を使用すること。ただし、第4章第2節第24「フード等用簡易自動消火装置」又はこれと同等の性能を有するものを設置する場合は、この限りでない。◆
- イ 天井面に埋込み照明器具を設置する場合は、熱的安全対策が講じられた器具((一社)日本照明工業会 規格のS形の埋込み照明器具)を使用するよう指導すること。ただし、遮音・断熱のための材料が施工されるおそれのない天井裏の場合及び蓄熱を生じない施工方法により施工する場合は、この限りでない。

♦

- (2) 延焼拡大防止に関する事項
 - ア 揚げ物調理を行う室の室内に面する壁・天井の仕上げは不燃材料とすること。◆
 - イ カラオケボックス等の出入口には常時閉鎖式の戸を設けるものとし、のぞき窓を設ける場合は、線入り又は網入りガラスとすること。◆
- (3) 避難安全に関する事項
 - ア 遊興の用に供する個室の戸は、条例第50条の2の2の規定によること。
 - イ カラオケボックス等が存する階の居室については、2方向避難を確保すること。◆
 - ウ カラオケボックス等内にテーブル等で客席が設けられた場合は、条例第50条に準じた配置とすること。

♦

- エ 各カラオケボックス等内には避難経路図を掲出すること。◆
- オ 非常の際には条例で定める特殊照明及び音響を速やかに停止し、避難上有効な照明を確保すること。
- (4) 消防用設備等の設置に関する事項
 - ア 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が設置される場合には、努めて易操作性1号消火栓又は2号消火栓を設置すること。

•

イ 自動火災報知設備、非常警報設備

カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、その警報音が、他の警報音又は騒音と 区別して聞き取ることができるように以下の措置を講じること。

- (7) 自動火災報知設備の主音響装置及び副音響装置(以下第3節第1において「主音響装置等」という。) にあっては、任意の場所で65デシベル以上の音圧を確保するものであること。ただし、他の警報音又は 騒音が65デシベル以上ある場合は、次のa若しくはbのいずれかによる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずること。
 - a 主音響装置等の音圧が、当該場所における他の警報音又は騒音よりも6デシベル以上強くなるように確保されていること。
 - b 自動火災報知設備の主音響装置等の作動と連動して、当該主音響装置等の音以外の音が自動的に 停止するものであること。
- (f) 自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備のベル又はスピーカー(以下第3節第1において「地区音響装置等」という。)にあっては、次のa若しくはbのいずれかの措置が講じること。
 - a カラオケボックス等の個室内に地区音響装置等が設置されており、地区音響装置等の警報音が通常の使用状態(ヘッドホン等を使用する場合は、その状態を含む。)において他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

b 自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動し、地区音響装置等の音以外の音(ヘッドホン等の音を含む。)が自動的に遮断される措置がされており、任意の場所で65デシベル以上の音圧が確保できること。

ウ 誘導灯

条例第45条に規定する、誘導灯の設置を要しないとされた部分に設けられる蓄光式誘導標識に係る点検については、避難口誘導灯の設置を要しないとされた部分に規則第28条の2第1項第3号ハに規定する蓄光式誘導標識が設けられる場合は、法第17条の3の3の規定に基づく点検及び報告が必要となるものであること。

6 避難上支障ないと認める要件

条例第50条の2の2のただし書の、「当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の 避難上支障がないと認められるもの」の適用については、次によること。

- (1) 「当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるもの」とは、個室の外開き戸が自動的に閉鎖しなくても、避難通路の有効幅員(片側に個室がある場合の外開き戸と避難通路の内壁間の有効幅又は両側に個室がある場合の外開き戸と外開き戸間の有効幅)が、1人が通行するために必要な幅(概ね60cm以上)を確保できるもので、当該避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるものであること(別記1、例1)。
- (2) 前(1)以外の「その他の避難上支障がないと認められるもの」とは、避難通路の幅員を狭めない構造のものとし、避難上有効に管理されているものであること(別記1、例2)。

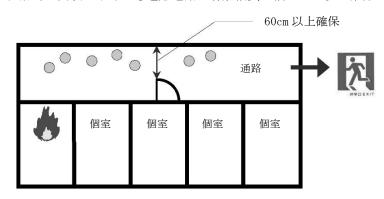
別記 1

条例第50条の2の2ただし書の例

条例第50条の2の2ただし書の「当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難 上支障がないと認められるもの」とは、次の例のようなものをいう。

【例1】6、(1) 関係

自動的に閉鎖しなくても避難通路の有効幅員が概ね60cm以上確保できるもの



【例2】6、(2) 関係 避難通路の幅員を狭めない構造のもの

